

ユニバーサルサービスワーキンググループ（第10回）

議事録

1. 日時

令和6年7月2日（火）10：00～11：37

2. 開催方法

WEB会議による開催

3. 出席者（敬称略）

構成員：

三友仁志（早稲田大学大学院 アジア太平洋研究科 教授）、相田仁（東京大学 特命教授）、岡田羊祐（成城大学 社会イノベーション学部 教授）、春日教測（東洋大学 経済学部 教授）、砂田薫（国際大学 グローバル・コミュニケーション・センター 主幹研究員）、関口博正（神奈川大学 経営学部 教授）、長田三紀（情報通信消費者ネットワーク）、林秀弥（名古屋大学大学院 法学研究科 教授）、山内弘隆（武蔵野大学 経営学部 特任教授）、若林亜理砂（駒澤大学大学院 法曹養成研究科 教授）

オブザーバ：

全国知事会、全国市長会、全国町村会、一般社団法人電気通信事業者協会、一般社団法人日本インターネットプロバイダー協会、一般社団法人テレコムサービス協会、一般社団法人日本ケーブルテレビ連盟、一般社団法人全国消費者団体連絡会、日本電信電話株式会社、KDDI株式会社、ソフトバンク株式会社、楽天モバイル株式会社、株式会社オプテージ、株式会社STNet

総務省：

竹内総務審議官、今川総合通信基盤局長、木村電気通信事業部長、飯村事業政策課長、井上料金サービス課長、堀内基盤整備促進課長、五十嵐電気通信技術システム課長、柳迫事業政策課調査官、石谷事業政策課企画官、渡部事業政策課市場評価企画官、大堀基盤整備促進課企画官

【三友主査】 皆様、こんにちは。本日も御参加いただきまして、ありがとうございます。

定刻となりましたので、ただいまからユニバーサルサービスワーキンググループ、第10回の会合を開催いたします。

本日の会議につきましても、ウェブ会議による開催とさせていただきます。一般傍聴につきましても、ウェブ会議システムによる傍聴とさせていただきます。

最初に、事務局からウェブ会議システムの関係で留意事項をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 事務局の渡辺でございます。

本日もウェブ会議での開催になりますので、御発言に当たっては、お名前を冒頭に言及いただきますようお願いいたします。また、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにさせていただきますようお願いいたします。なお、音声が聞き取りにくい場合等には事務局からお声がけさせていただくことがございますので、御了承ください。

本日の資料ですけれども、資料10-1及び参考資料10-1から10-2まででございます。なお、本日の資料には、構成員限りの機微な情報も含まれておりますため、システムにおける投映は傍聴用の資料を投影させていただきます。構成員の皆様におかれましては、構成員限りの情報について、あらかじめお送りしております資料を御覧ください。

また、御発言いただく際にも、当該情報の内容には触れていただきませんようお願いいたします。

以上でございます。

【三友主査】 どうもありがとうございました。

それでは、本日の議事を始める前に、モバイル網固定電話につきまして、緊急通報受理機関の受け止めに関する御意見をいただいております。まず、事務局から御意見の代読をしていただいて、その上で、少しでも時間を取って意見交換をしたいと思います。それでは、事務局から御説明をお願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

前回までの会合で、構成員の先生方からはモバイル網固定電話について、緊急通報受理機関の意見を伺ったほうが良いとの御意見をいただいていたことも踏まえまして、警察庁、消防庁、海上保安庁の3機関に、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けること及び呼び返しをつながりやすくするための5機能の2点について意見を求めたとこ

ろ、回答をいただきましたので、代読させていただきます。

まずは、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けることに関する3機関の回答です。モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに位置付けることについては、通信政策の範疇であるため、情報通信審議会の議論を尊重したい。他方、NTTが2035年頃に固定電話のメタル回線を縮退することを予定しており、これによってモバイル網固定電話の利用者が増加し、同固定電話からの緊急通報が増加することが予想される。緊急通報への迅速かつ的確な対応のためには、サービス提供事業者から通知される情報が極めて重要であることから、モバイル網固定電話にあっても、他の固定電話と同様に、緊急通報時に、住所情報、通報者が使用する固定電話番号（OABJ番号）、氏名の3点が受理機関に通知される機能を実装していただきたいと考えている。特に通報場所に関しては、GPS情報ではマンションの部屋番号などの救援に必要な情報が不足することから、住所情報が非常に重要であることを御理解いただきたい。

以下、事務局からの補足になりますが、これを踏まえて、3機関としては、携帯電話事業者に対して、住所情報等が通知される機能の実装を要望していくとのことです。

続いて、呼び返しをつながりやすくするための5機能に関する意見です。呼び返しがつながりやすくなるための5機能は非常に重要であると考えており、モバイルサービスでも実装されるよう携帯電話事業者に要請してきた結果、今後、第三者との通話制限を除く4機能が具備されることになったと認識している。その結果、モバイル網固定電話においても当該4機能が具備されるものと認識しているところ、これら4機能が実現されるのであれば、呼び返しがつながりやすくなる機能について、現時点で直ちに追加機能の実現を求めものではないと考えているとのことです。

以上が緊急通報受理機関における受け止めの代読でございます。以上です。

【三友主査】 どうもありがとうございます。

それでは、ただいまの御説明につきまして、意見交換に移りたいと思います。

なお、本日も、オブザーバであるNTT持株に加えまして、NTT東日本、NTT西日本及びNTTドコモからも会合に御参加をいただいております。

それでは、御出席の構成員の皆様の中で御意見のある方がいらっしゃれば、右下のチャット機能からメッセージをお送りください。10分程度の時間を取ってございます。いかがでしょうか。

それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 私のところでは林先生の方が先だったようなんですけど、よろしいでしょうか。

【三友主査】 失礼いたしました。私のところで表示が狭かったもので、申し訳ありません。林先生、お願いいたします。

【林構成員】 すいません。順番が前後したみたいで恐縮です。御指名ですので、まず最初、口火を切るということで。

どうもありがとうございました。これまでのこのワーキンググループでも、2030年頃の検討射程として、固定電話単体サービスの残存利用者の移行先の選択肢をモバイル網固定電話に拡大するということが議論されていたところですが、先ほどの御意見ですと、モバイル網固定電話には品質とか緊急通報についての課題があるということでしたので、特に緊急通報について、これまでのMNO3社のプレゼンでも、110番とか119番通報時に一部発信場所が通知されないエリアがあるというふうにされていたと記憶していますので、先ほどの御意見は、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに指定することについては情報通信審議会の議論を尊重したいということではありましたけれども、少なくともこういう人命にも関わる問題が解消されない限り、モバイル網固定電話を第一号基礎的電気通信役務に追加で規定するという点については慎重な意見のようにも聞こえたんですけども、その点、確認をさせていただければというふうに思います。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

確認というのは、先生御自身が確認したという意味でしょうか。それとも、総務省に確認をという意味でしょうか。

【林構成員】 すいません、今口頭で聞いただけで、私の印象が入っているところがありますので、その辺りは、事務局としてはどう受け止められたのかというところを含めて補足をいただければありがたいなという趣旨でございます。

【三友主査】 分かりました。それでは、事務局、お願いいたします。

【米内事業政策課課長補佐】 事務局でございます。

緊急通報受理機関における受け止めにつきましては、先ほど読み上げさせていただいたとおり、基本的には通信政策の方で判断することだという受け止めだと認識しております。他方で、モバイル網固定電話の利用者が今後増えていくことになれば、先ほどのような住所情報なども必要だということがありますので、その点は要望したいということだと考え

ております。

【三友主査】 特段の価値判断を今の段階ではしにくいというところかと思えますけれども、林先生、よろしいでしょうか。

【林構成員】 承知しました。私の先ほどのコメントは、私の受け止めということで受け取りいただければと思います。

【三友主査】 ありがとうございます。

相田構成員、お願いいたします。先ほど、失礼いたしました。

【相田主査代理】 いえいえ。私からも同様のものなのですが、番号政策委員会でいろいろやっておりまして、O A B J 番号を使った転送電話ですとか050電話については、位置情報が緊急通報受理機関に現状で通知されないのが緊急通報もできないというような実態になっているわけですが、ただいまの3庁さんからの御意見は、特にO A B J 番号を使った電話ということになるかと思えますけれども、単なる携帯電話と同様な位置情報の通知では必ずしも十分でないという3庁さんのお考えだということで、重く受け止めました。

以上、感想でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。おっしゃるとおりだというふうに私も感じました。

続きまして、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。

お調べいただきありがとうございました。固定電話とモバイル網固定電話の違いがよく分かりました。ただ、緊急通報の品質がいいから固定電話を利用してこうという人が今後増えるとも思えないのが現実ですので、モバイル側の機能強化が必要であると理解しました。モバイル側の機能強化については、各事業者の競争領域ではなく、協調領域に位置付けた方がよいと思います。スマホは主要OSが2つで既にかなり標準化されているので協力しやすいかもしれませんが、モバイル網固定電話は各社の仕様の違いが大きく難しいのかもしれない。そこはよく分からないのですが、各社が協力して機能強化の開発をすとか、開発の分担をして相互利用すとか、緊急通報の品質向上には協力して取り組めるとよいなという感想を持ちました。

私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。

若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 ありがとうございます。若林です。

私の申し上げたい点も皆様と同様ですね。モバイル網固定電話の住所等の情報を実装してほしいという御意見についてなんですけれども、私はあまり技術のことはよく分からないのですが、実装することの実現可能性というんでしょうか。もう既にそれは実現可能なかどうかということと、実際にそれを実現するとコスト等はどうなるのかという見通しですね。そのようなものがもし分かれば、モバイルの各社の方にお教えいただきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございます。

全社からというのはなかなか時間的に難しいんですけども、オブザーバとして参加していらっしゃるドコモさん、もしよろしければ御発言いただけますでしょうか。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 NTT、服部でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。

【日本電信電話株式会社（服部執行役員）】 ただいまの御質問について御回答させていただきます。

モバイル網固定電話のサービスについて、緊急通報は、人命に関わる部分もありますので、これまでも改善に取り組んできておりまして、御説明にもあったとおり、呼び返しをつながりやすくするための機能については実装の方針を固めて、具備に向けて取り組んでいるところでございます。今回の御要望についても、御懸念の趣旨は私どもも重々よく分かりましたので、この場で、具体的にコストがいくらかかるか、あるいは、できる・できないみたいなことをはっきりと即答できるようなレベルで理解ができているわけではないのですが、これまで呼び返しについても、御要望を受けて具体的な方法を協議してきたように、まずは受理機関の皆様と具体的な方法や、こういった形で具備していくかということをもまずは協議させていただければと思います。

【三友主査】 よろしいでしょうか、若林構成員。

【若林構成員】 どうもありがとうございました。

私としても、その辺のところの見通しがなかなか見えない中で、ユニバーサルサービスということをはなかなか言いづらいなという感想を持ちました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

続きまして、春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 御説明ありがとうございました。

3機関からヒアリングをしていただき、通信政策を尊重するという御意見で、懸念事項が解決していくような方向で合意がとれているということについては安心いたしました。けれども、現時点ではやはり慎重になるべきところがあると思っております。例えばGPS機能で位置情報が分かるといっても、マンションからの通話では個別の部屋番号まで本当に分かるのかとか、いろいろ細かい疑問は残ると思います。そのような点はもう少し慎重に考えていくべきところが残されており、今回のご説明とは別に慎重に考えていく必要があるのではないのかと思いました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。

それでは、ありがとうございました。本日の御意見、非常に重要な御意見も含まれておりましたので、ぜひ今後の議論の参考にしたいというふうに思います。ありがとうございます。

それでは、本日の議論に入りたいと思います。

ユニバーサルサービスワーキンググループの検討項目について、前回の会合まで一通り御議論いただいたところでございます。事務局の方で、これまでの議論内容を項目ごとに整理し、論点整理（案）として取りまとめてございます。この論点整理（案）につきまして、本日御議論をしていただきまして、よろしければ親会である通信政策特別委員会に報告したいと考えております。

つきましては、本日の意見交換では、論点整理（案）の内容に対する御意見や、各検討項目に対する追加の御意見等があればいただきたいというふうに思っております。

それでは、まず、事務局から内容を御説明いただきまして、その後、論点を4つに区切って意見交換を進めていきたいというふうに思います。

まず、資料10-1に基づきまして、事務局から説明をお願いいたします。

【柳迫事業政策課調査官】 それでは、資料10-1、論点整理（案）について御説明します。

1枚お開きいただきまして、全体の目次でございます。論点につきましては、大きく論点1から論点6まで6つに分けています。

次のページをお開きいただきまして、2ページから6ページまでが、論点2から論点6までの制度の概要をまとめたものになります。こちらにつきましては、時間の関係上割愛させていただきます。

7ページを御覧ください。最初に、論点1、情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方について御説明します。その中の論点1-1が基本的考え方をごさいます、大きく3つに分けています。①が検討の時間軸をごさいます、今回は将来の動向を視野に入れつつ、具体的な制度設計の検討は、諮問対象である2030年頃までを射程に行った上で、今後の環境変化を踏まえ、一定の時期に改めて見直しを行うこととすることが適当ではないかとしています。

②が今後の情報通信インフラの確保の在り方をごさいます。今後の情報通信インフラについては、平時には国民生活や経済活動を支え、非常時には安心・安全を確保する観点から、無線技術の進展や2035年頃のメタル設備の縮退等も視野に、非地上系ネットワークを補完的に活用しつつ、固定網とモバイル網の双方により音声通話とブロードバンドが利用できる環境を確保することが重要であると考えられるが、この点についてどうかとしています。

③が政策手段をごさいます。情報通信インフラの整備・維持は、事業者の自主的な取組が基本であるが、それだけでは実現困難な場合は、一定の政策手段を講ずることが必要となるとしています。政策手段としては、一般的には、予算・税制上の支援措置、規制措置や受益者負担制度などがあり、これらを適切に組み合わせることが必要と考えられるが、どうかとしています。

8ページを御覧ください。論点1-2の各情報通信インフラの整備・維持の在り方のうち、固定網の整備・維持についてごさいます。①でメタル回線設備は2035年頃に維持限界を迎えることとなりますけれども、固定網の整備・維持に当たっては、メタル回線設備の円滑な縮退を図りつつ、光ファイバのエリアカバーの拡大や高度化を図ることが基本と考えられるが、どうかとしています。

また、このページの④を御覧いただきまして、今後の光ファイバの整備・維持では、無線よりも維持コストが高い点の解消が重要となることから、予算措置による整備費用の支援に加えて、ユニバーサルサービス交付金制度による維持費用の支援が必要と考えられるが、どうかとしています。

9ページを御覧ください。論点1-2のうちモバイル網の整備・維持についてごさいます。

ます。

④を御覧ください。モバイル網の整備・維持は、国民共有の財産である電波の割当てを受けたMNOが担っており、「電波法等に基づく制度的措置」、「予算措置」や「税制措置」による整備費用等の支援を行うことにより、MNOによる競争的な整備・維持と、インフラシェアリングや非常時における事業者間ローミングの推進等を含む協調的な整備・維持を両輪として促進することが必要と考えられるが、どうかとしています。

10ページを御覧ください。論点1-2のうち非地上系ネットワークの活用についてでございます。

非地上系ネットワークは、平時では離島、海上、山間部等の効率的なカバーに、非常時ではネットワークの冗長性確保に有用でございます。地上系ネットワークと比較すると、いまだサービスの導入期・揺籃期にあり、利用者が増えた場合の安定性・性能が見極められない面などがあるため、現時点では、地上系ネットワークの代替ではなく、補完としての役割が期待されると考えられるが、どうかとしています。

11ページを御覧ください。今度は論点1-3、ユニバーサルサービスとして保障する利用形態でございます。

ユニバーサルサービスの利用形態につきましては、従来から固定地点での世帯／法人利用、これが諸外国も含めての保障形態でございました。論点としては、これに加えて、移動範囲での個人利用も考えられるということで、本ワーキンググループで御議論いただいたところでございます。この点につきましては、NTTさんから、利用者の利用実態等を踏まえ、固定利用に加え、居住地域について移動利用を保障すべきとの御意見がある一方で、構成員の先生からは、将来的にはユニバーサルサービスの対象がモバイルに移行することに異論はないが、移動利用は新たな国民負担の増加への懸念、屋内やビル陰で通話できないエリアが生じる技術的課題があり、また、地理的識別性のあるOABJ番号の維持の必要性、そして、ユニバーサルサービスに位置付けて国民負担を求める前に他の政策手段を検討すべき等の御意見があったところでございまして、現時点では、固定利用の保障を引き続き前提とすべきとの御意見が多いところ、この点についてどう考えるかとしています。

そして、次の12ページから23ページにかけましては、今御説明した論点1に関係する構成員からの主な意見と事業者等からの主な意見を掲載していますので、ぜひ御参照していただければと思います。

24ページを御覧ください。論点2、ユニバーサルサービスに位置付ける役務でございます。

最初に、論点2-1、電話のユニバーサルサービスに位置付ける役務でございます。

①が固定電話の効率的な提供の確保でございます。固定電話については、当面は、引き続き固定電話単体サービスの保障を前提としつつ、効率性や技術中立性の確保に加え、残存利用者の移行先の選択肢を拡大しメタル回線設備の縮退を促進する観点から、モバイル網の活用をさらに進めることが必要ではないかとしています。

②と③がモバイル網の更なる活用でございます。②はそのうちNTTによるワイヤレス固定電話の提供拡大についてどう考えるかというものです。また、③につきましては、モバイル網固定電話のユニバーサルサービスへの追加についてどう考えるかという論点でございます。

25ページを御覧ください。論点2-2がメタル回線設備の円滑な縮退でございます。

①がメタル回線設備の移行計画でございます。メタル回線設備につきましては、2035年頃の縮退に向けて、NTTは、具体的な移行計画を早急に策定し、総務省でその進捗を検証すること等が必要と考えられるが、どうかとしています。

②はメタル回線設備の縮退を見据えた公衆電話の扱いでございます。メタル回線設備の縮退に伴って、代替サービスへの円滑な移行ということで、相田構成員から、公衆電話が重要だという御意見があったところでございます。公衆電話のうちユニバーサルサービスの対象である第一種公衆電話につきましては、2031年頃までに3万台に削減される予定でございます。そのような中、社会生活上の安全及び戸外における最低限の通信手段として、第一種公衆電話は、当面、ユニバーサルサービスとすることについてどう考えるかとしています。また、メタル回線設備の縮退を見据えた災害時の通信手段の確保の在り方について検討が必要と考えられるが、どうかとしています。

26ページを御覧ください。論点2-3がブロードバンドのユニバーサルサービスに位置付ける役務でございます。

①がモバイル網の活用でございます。モバイル網を活用したワイヤレス固定ブロードバンドの共用型につきましては、時間と場所によって通信の品質が安定しない場合があるという課題もございまして、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型をユニバーサルサービスに位置付けるに当たりましては、未整備地域や不採算地域に限って位置付けることについてどう考えるかとしています。

②が非地上系ネットワークでございます。非地上系ネットワークのうち、衛星ブロードバンドにつきましては、藤井構成員からプレゼンいただいたところでございますけれども、海外の事業者に依存すること、空の見え方や同時接続利用者数によって通信速度が変動するとともに、利用者数が更に増えた場合に通信速度が未知数であるという御意見、また、HAPSによる通信サービスにつきましては、いまだ商用化されていないということも踏まえまして、これらをユニバーサルサービスに位置付けるのは時期尚早等の御意見が示されているところ、今後の技術革新の動向等を踏まえ、その位置付けについてどう考えるかとしています。

27ページから38ページまでが論点2に関連する主な意見をまとめた資料でございます。

39ページを御覧ください。論点3、ユニバーサルサービス責務の内容でございます。

論点3-1が電話のユニバーサルサービス責務でございます。①では、電話のユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務に見直すことについて、業務区域の縮小に関する規律の扱いを含め、どう考えるかとしています。

また、②では、最終保障提供責務への見直しに当たって、業務区域の縮小を制限する規律を課す場合、NTTに移行促進のインセンティブを付与する観点等から、規律対象となる業務区域の地理的単位についてどう考えるかとしています。こちらにつきましては、前回のワーキンググループで御議論があったところでございます。市町村のうち市でも規模の大きなところがあるとか、町字ですと数が逆に多過ぎて運用コストが大変だといった御意見もあったかと思っております。

論点3-2がブロードバンドのユニバーサルサービス責務でございます。

こちらにつきましては、これまでの御議論を踏まえまして、構成員等からこの点について異論がない状況等に鑑みると、ブロードバンドのユニバーサルサービス責務は、最終保障提供責務とすることとしてよいかとしています。

40ページを御覧ください。論点3-3が最終保障提供責務の確認の仕組みでございます。

最終保障提供責務は、「他の事業者からサービス提供を受けられない者」に提供する責務であるため、相手方がそのような者に該当するかどうかを確認する仕組みが必要となります。この最終保障提供責務を履行すべき相手方か否かの確認の仕組みにつきましては、利用者保護や規制コスト等に留意して整備することが必要と考えられるが、どうかとしています。また、他に留意すべき点はあるかとしています。

41ページから45ページにかけましては、ただいま御説明した論点3に関連する主な意見

をまとめてございます。

それでは、46ページを御覧ください。論点4、ユニバーサルサービス責務の担い手でございます。

このうち論点4-1が適格電気通信事業者の義務でございます。

①は電話のユニバーサルサービス制度についてございまして、こちらにつきましては、NTTのあまねく提供責務を最終保障提供責務に見直す場合、これに合わせて、適格電気通信事業者のあまねく提供義務も、最終保障提供義務に見直すことについてどう考えるかとしています。

②がブロードバンドのユニバーサルサービス制度についてございまして、今回ブロードバンドのユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合、これに合わせて、適格電気通信事業者の義務も、支援区域における最終保障提供義務に見直すことについてどう考えるかとしています。

そして、論点4-2が最終保障提供責務の担い手でございます。

電話については、現在NTTさんがユニバーサルサービス責務の担い手になっているところで、論点4-2ではブロードバンドについて記載しています。ブロードバンドのユニバーサルサービス責務の最終保障提供責務の担い手につきまして、NTTさんからは、各地域で最も適した方法で最も適した事業主体がユニバーサルサービス責務を担うよう、行政が適切な事業者を指名する仕組みとすべきとの御意見がございました。構成員等からは、地域ごとの効率的な事業者の判断には時間・コストを要しサービス提供の遅れにつながるため、責務を負う者の確定は簡素であるべきとの御意見、特殊会社でない民間企業への責務は営業の自由を制約し高度な正当化理由がないと困難との御意見、また、地域の小規模事業者に責務を課すべきでないとの御意見や、NTTは電電公社から承継した線路敷設基盤を保有し、不採算地域への展開が相対的に容易であり、これまで不採算地域を電話のあまねく提供責務でカバーしてきた実績があるとの御意見、こういった御意見等を踏まえまして、他の義務でカバーされない場合の最終保障提供責務の担い手についてどう考えるかとしています。

47ページを御覧ください。論点4-3が最終保障提供責務の担い手以外の者が果たすべき役割でございます。

まず、最終保障提供責務を履行する者への協力ということで、①では、NTTさんからは、未光化エリアを拡大する際に、設備の貸出し義務を設定することを求める御意見がご

ございました。これに対して、他の事業者からは、協力することに問題はないが、民協を前提として既設設備のみを対象とすべきとの御意見や、義務付けまでは不適切との御意見等が示されてございます。これらの御意見等を踏まえまして、最終保障提供責務を履行する者が、その近傍で事業を行う者に対して、当該責務の履行に必要な協力を求めた場合、協力義務ではなくて、その協議に応じる義務を課すことについてどう考えるかとしています。

また、②を御覧いただきまして、協議に応じる義務を課すこととする場合、これまでの議論でも、若林構成員から、協議を促進する仕組みの検討が必要との御意見が示されたことも踏まえまして、協議に応じない場合や協議が不調に終わった場合等に、義務を担保するための制度ということで、協議開始命令等を想定していますけれども、こういったものを設けることが考えられるが、どうかとしています。

③が、基礎的電気通信役務を提供する者に対する退出規制でございます。ユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合は、既存事業者の撤退によるサービス提供の空白期間を回避する等の観点から、特別な退出規制を課すということも考えられまして、NTTさんからは、退出認可制を設けることが必要との御意見も示されましたが、構成員等からは、厳格な退出規制を課すと、エリア拡大インセンティブが減少し、未整備エリアの解消が進まないおそれがあるとの御意見や、設備投資や研究開発のディスインセンティブになるおそれがあるとの御意見が示されたことも踏まえまして、現行の総務大臣への事前届出義務や利用者周知義務の見直しを含め、ユニバーサルサービスを提供する者の退出規制の在り方について、どのように考えるかとしています。

48ページから53ページまでが論点4に関連する主な意見をまとめたものでございます。

54ページを御覧ください。論点5、ユニバーサルサービス交付金制度についてでございます。

そのうち論点5-1が電話のユニバーサルサービス交付金制度についてでございます。ここでは、電話のユニバーサルサービス責務や適格電気通信事業者の義務を最終保障提供責務や義務に見直す場合に、最終保障提供に係る維持費用に限定して補填することが考えられるという点、また、メタル回線設備の縮退期間につきましては、既存のメタル固定電話の利用者を保護するために、NTTの業務区域の縮小を制限する規律を課す場合は、縮小を制限された業務区域に係る費用が生じるといったこと等を踏まえまして、メタル回線設備の縮退完了までの間は、内部相互補助を前提として赤字額の一部を補填する現行制度

を基本的に維持することについてどう考えるかとしています。

論点5-2は、ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度についてでございます。こちらにつきましても、ユニバーサルサービス責務を最終保障提供責務とする場合には、責務の履行に当たっては、一般支援区域や支援区域以外の区域でも責務の履行が生じる可能性がございますので、そういった場合などに、現行の交付金制度でも支援を受けられるようにすることについてどう考えるかとしています。

55ページから57ページまでは論点5に関連する主な意見でございます。58ページを御覧ください。最後の論点、論点6、ユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保等でございます。

論点6-1がユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保でございます。①がプライスキップ規制の在り方でございます。メタル固定電話や公衆電話につきましては、現在、特定電気通信役務に位置付けられておりまして、プライスキップ規制が課されておりますけれども、利用者数が減少傾向にあり相対的に利用者への影響が低下していること等を踏まえまして、メタル固定電話や公衆電話を特定電気通信役務の対象から外してプライスキップの対象外とすることについてどう考えるかとしています。

②がユニバーサルサービスの料金の低廉性の確保ということで、基礎的電気通信役務につきましては、適切かつ公平な提供等を確保するために、契約約款の届出義務が課されておりますけれども、これは料金水準を明確に規律するものにはなっていないところもございますので、契約約款の届出義務が課される者につきましては、都市部以外の地域で、都市部の料金を上回る料金の設定を禁止することについてどう考えるかとしています。

59ページを御覧ください。論点6-2がNTTの自己設置要件・線路敷設基盤の在り方でございます。

①が設備の自己設置要件でございます。自己設置要件につきましては、NTTさんからは、最終保障提供責務を担うに当たり、他事業者の設備を活用した柔軟かつ効率的なサービス提供を可能とすることを求める御意見がございました。構成員等からは、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のためには、全国に線路敷設基盤を有するNTT東西の自己設置要件は必要との御意見等が示されたこと等を踏まえまして、モバイル網固定電話をユニバーサルサービスに追加した場合等における自己設置要件の例外追加の扱い等を含め、自己設置要件の在り方についてどう考えるかとしています。

②が線路敷設基盤の在り方でございます。こちらにつきましては、これまでKDDIさ

ん、ソフトバンクさん及び若林構成員からも御意見があったところでございます。電柱・管路等の線路設備基盤は、電気通信設備ではなく工作物に該当するというのもございまして、現行のNTT法における重要な電気通信設備の譲渡等の認可の対象外となっております。構成員からは、ユニバーサルサービスの安定的な提供の確保のために、重要な電気通信設備の譲渡等の認可の対象に線路敷設基盤を追加することが必要との御意見が示されていること等を踏まえまして、線路敷設基盤の譲渡等につきましては一定の規律を課すことについて、対象となる工作物の範囲を含め、どう考えるかとしています。

60ページ以降につきましては論点6に関連する主な意見をまとめたものでございます。

以上が論点整理（案）でございます。よろしく申し上げます。

【三友主査】 どうも御説明ありがとうございました。

それでは、先ほど申し上げましたように、全体を4つに分けて議論をしたいと思います。まず最初に論点1と2、続いて、論点3と4、論点5、論点6をそれぞれ分けて議論したいと思います。

それでは、まず、論点1、情報通信インフラの整備・維持の基本的考え方及び論点2、ユニバーサルサービスに位置付ける役務について、この2点について意見交換をしたいと思います。

それでは、これら2つの論点につきまして御意見等ございましたら、チャット欄にその旨お知らせください。いかがでしょうか。

それでは、相田構成員、お願いいたします。

【相田主査代理】 相田でございます。

まず、全体を通じまして、これまでの議論をよく事務局でまとめていただいたなと思いますので、御礼申し上げたいと思います。

それで、かなり方向性が示されている内容もあると思うんですけども、その一方で、7ページの検討の時間軸にも書かれておりますように、まだ現時点では、私、技術屋として申し上げさせていただくんですけども、幾つかの点においては、結論を出すには、技術的あるいはコスト的な検討が不十分なのかなと思います。具体的に申しますと、これまでも何遍か申し上げておりますように、例えば現状で、ユニバーサルサービスである公衆電話をどう巻き取っていくのかというようなことがまだNTTさんから示されていない。それから、24ページになりますか、本日、先ほどのところでもって、モバイル網固定電話でもって緊急通報として十分なのかというようなことについて、これからMNO各社さん

と緊急通報受理機関の間でもって相談を始めるといってお話だということですし、あと、コストにつきましても、先日のブロードバンドのユニバーサルサービスのコスト算定の研究会の方でもって、区域指定に用いるためのモデルコストですね、これは全ての離島に海底光ファイバを引くということで計算するわけですが、それをすると、電話のとき以上に、本当の最後のところがものすごく高コストにつくということで、例えばワイヤレス固定なんかは、島の上に基地局は置かずに、島から離れたところから電波を引くことでもってカバーしようということですが、確かに陸から近い島であれば、固定無線あるいはそういうモバイルのインフラを使うということでいくケースもあるかと思えますけれども、一体どれくらいの範囲がそれでカバーできるのかといった検討はまだ全然進んでいないと思えますので、やっぱりそういったようなことを踏まえてもう少し、2030年までは必ずしも必要ではないんじゃないかとも思えますけれども、時間をかけてきちんと制度設計したほうがいいんじゃないかなというふうに思います。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。大変貴重な御意見をいただきました。

続きまして、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 ありがとうございます。2点ございます。

まず、私からも、事務局に取りまとめに当たって御尽力いただきまして、お礼申し上げます。

1つ目は、論点1なんですけれども、9ページのところで、モバイル網の整備・維持について書かれてあり、特に④で電波の割当ての話が書かれているんですけれども、これについて1つ意見を言わせていただければと思います。私、かねてから思っているんですけれども、ユニバーサルサービスの議論は、NTT法とか電気通信事業法の在り方だけではなくて、電波法の在り方を含めて包括的に議論していくべきだと思っています。私はモバイル網によるあまねく全国での提供を確保する観点からは、事業法等のユニバーサルサービスの枠組みに加えて、電波法による義務付けを検討することが有益ではないかとかねてから思っています、ここの④で、「MNOによる競争的な整備・維持」というふうにさらっと書かれているんですけども、事はそれほど単純な話じゃないと思っています。と申しますのも、現在のところ、モバイル網の整備・維持については、ここにも書かれてありますように、開設計画の認定スキームによって、事業者からの自主的な申出とその履行に基づいて、相当程度のエリアカバーが確保できているわけですが、事業者からの申

出を前提にしているということに加えて、認定期間は原則5年間ですので、電監審による有効利用評価のスキームは堅持できたわけですが、エリアカバーの確保について制度的な担保がこれで完璧かという、私はまだ十分とは言えないというふうに思っています。電波法というのは元来無線局の干渉を防止するための法律というふうに位置付けられてきたわけですが、携帯事業者というのは、割り当てられた周波数帯域を独占的に利用している中において、公共の財産である電波を利用しているわけですから、電波法もそれを管理する一種の公物法的なものとして位置付けることが適当だと思っていて、携帯事業者は公共の財産である電波を利用する者の責務として、あまねく全国での提供を義務付けるとか、あるいは、利用しやすい料金での提供を義務付けるといったことの可能性も含めて、電波法自身の在り方も不断に見直しを行っていくべきだというふうに思っています。ちょっとこのワーキンググループの射程を外れるかもしれませんが、せつかくの機会ですので、1つ申し上げたいと思います。

2つ目は、論点2の24ページのユニバーサルサービスに位置付ける役務の話なんですけれども、コスト効率的にメタル設備の円滑な縮退を促進するためにモバイル網固定電話というのは有力な移行先であるわけですが、ユニバーサルサービス制度の趣旨の一つというのは、これはこのワーキンググループで何回も出てきましたように、一種のライフラインとして、誰もが同等の条件で利用することができる公平性を確保するというにもありますので、もはや時代遅れになった機能を死守する必要はないですけれども、あくまで理念としては、加入電話に近い形での緊急通報機能であるとか、あるいは、そういった品質が提供されるべきだというふうに思っています。もちろんコスト効率性というのはとても大事な視点ですけれども、少なくともこれまで出てきているのはNTTさんのコスト試算のみですので、もちろん限られた情報の中でそういうふうに試算してくださった御努力には最大限の敬意を表したいところでございますけれども、現状それだけでコストの効率性を判断すべきなのはまだ慎重に考えるべきだというふうに私は思っております。

意見ですが、以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。お二方から御意見をいただきましたけれども。

【相田主査代理】 砂田先生、岡田先生からも。

【三友主査】 今表示されました。ありがとうございます。

すいません、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。ありがとうございます。

11ページの論点1-3ですけれども、これまで何度も申し上げてきたとおり、基本的3要件を踏まえれば、国民生活に不可欠になっているモバイルを対象に含めていくべきというNTTの提案に私は賛成です。ここでは、構成員の意見として、将来的に含めるという方向性を事務局は引用されていて、現在含めない理由が、国民負担の増加や技術特性となっています。けれども、NTTの試算によれば、モバイルを中心にしたほうがコストは安くなりますし、固定と電波ともにどんどん高性能になっていくでしょうけれども、技術特性の根本的な違いというのは将来もずっとあるわけです。モバイルを将来含めるという判断をする可能性があるのであれば、どういう条件が満たされれば含めるのか、今はどうなのか、という議論がもっと深められればよかったと思っております。

私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。御意見として承ります。

続きまして、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。

基本的な方向性、考え方についてはおおむね賛同します。モバイル網の活用を視野に入れながらインフラ整備を図っていくという基本的な考え方が強調されていて、内容的に大変よいと思っております。

個別の話になりますけど、7ページに基本的考え方がまとめられているんですけども、政策手段として③に幾つかポイントが列挙されております。いろんな政策手段を、補完的なものを含めて動員していくという方向性、ユニバーサルサービスという制度はそのワンオブゼムであるという考え方が示されているのだらうと思います。その考慮要素として、ややどう解釈していいか難しいのは、例えば③の最初の1ポツに、「政策手段は、支援対象となる情報通信インフラの種類や」の部分の「種類」という言葉や、「設置者の経営状況、市場の動向」という抽象的な文言が並んで、そういったことに応じて国民負担が大幅に増加する手段は避けるというフレーズになっている。ここをもっと詰めて考えたいという印象を持ちました。

具体的な政策手段は、いろいろ今も御意見がありましたけれども、いろんなものが考えられるわけで、ほかのスライドで、予算税制上の支援措置とか規制措置とか受益者負担制度、それからユニバーサルサービスを適切に組み合わせるといった方向性はいいと思うのですが、その判断要素として、今挙げたような非常に包括的な項目が上がっている。ここを

もう少し具体的にどう落とし込んでいくのか、もう少し検討があればという印象を受けました。

それから、先ほど意見を申し上げ損ねたんですが、24ページに、モバイル網固定電話の件で、品質の問題、緊急通報の問題という懸念がこれまで指摘されていたという話がありました。先ほどのご説明は口頭でしたので正確に反復できないんですけども、MNOとの協議は進んで、いろんな機能を設けることに同意していただいているというお話だったと理解しました。考え方なんですけれども、基本的にユニバーサルサービスとして何を位置付けるべきかというのはまさに今こちらで検討すべき項目であるわけですが、モバイルというものが既に社会的インフラとして普及し、緊急通報においても非常に大きな位置を占めている現状に照らして考えると、緊急通報の機能を具備すべき責務がMNOの側にあるという大前提でやっぱり考えていくべきことではないかと思います。この問題がユニバーサルサービスの中にモバイル網固定電話を位置付けるべきか否かを左右してしまうのは何か本末転倒というか、緊急通報の機能を具備させること、そういう責務をMNOに担っていただくことが基本的な目指すべき方向ではないかと思います。これは意見です。

以上です。ありがとうございます。

【三友主査】 どうもありがとうございます。貴重な御意見をいただきました。

続きまして、長田構成員、お願いいたします。

【長田構成員】 長田です。論点の整理ありがとうございます。

先ほど砂田先生が言及されたモバイルの、将来じゃなく今も含めてという御意見のところなんですけれども、現状まだまだ、居住地、固定地点においてもモバイルが、完全に100%電波が保障されていないところ、地域というのもまだまだ日本全国あると思います。地方、特に非常に環境の厳しいところでいえば、やはりうまくつながらないときがあるとか、そういう状態がまだまだあると思いますので、その辺も含めてきちんと本当に総ざらいした段階で、どのお住まいのところでもきちんとつながることが確認されることが必要ではないかなと思っていて、そういう意味での「将来」という表現なのではないかなという気は、私はしています。何か今すぐ全部がモバイルで大丈夫と、とても言い切れないところはあるというふうに思いますので、そこはやはり少し慎重な表現をしないと、とてもそういう地域で暮らしていらっしゃる方々にとっては不安な材料になるなというふうに思いました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

すいません、構成員として私から1点だけ発言させてください。これまでの長い間の情報通信行政の流れというのは、基本的に規制緩和の方向にあったと理解しています。いかに規制を緩和していくかということが政策の根底にあるわけですが、ユニバーサルサービスの議論をすると、ついつい規制を強化する方向の議論になりがちです。例えばモバイルに義務を課すとか、そういったことも含めてですが、基本的な方向性を忘れてはいけないのではないかと思います。どこかにそういったことについて触れていただけると、全体的な方向感を失わない議論ができるのではないかと思いますので、御検討いただければと思います。これは私からの個人的な一構成員としての意見でございます。

そのほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

もし最後に時間がございましたら、全体を通じてまた意見を伺いたいと思いますので、次の論点に移りたいと思います。

それでは、次の論点であります。論点3、ユニバーサルサービス責務の内容及び論点4、ユニバーサルサービス責務の担い手について、意見交換に移りたいと思います。

それでは、これらの論点につきまして、御意見等ございましたら、チャットにてその旨お知らせ願います。いかがでしょうか。非常に多岐にわたりますので、逆に御意見が出づらいつころもあるかとは思いますが、論点3及び論点4につきまして、もし御意見がございましたらお願いいたします。

それでは、林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 林です。

ちょっと細かいところなんですけれども、47ページのところで、①のところで、「協力義務ではなく」というふうにされているところなんですけれども、これは私の意見なんですけれども、協力義務を取っ払って、一種の協議応諾義務を課すというのは、ややアンバランスなのではないかなというふうに思っています。協力義務といっても、別に法律上の義務というよりは、あくまで努力義務のレベルにとどめ置くので、協力義務自体は残しておいたほうがよいのではないかなというふうに思いました。そうでないと、協議には応じていません、ただ、内心協力はしませんというような形で、のらりくらりと交渉を先延ばしするモラルハザード的な行動に対する歯止めにはならないんじゃないかなというふうにも若干懸

念されるわけですが、そこについてちょっと疑問を持ちました。努力義務としての協力義務というのは残しておいてもいいんじゃないかという意見でありました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。私も読んでいて気になったところではございましたが、どこまで信用ベースといたしますか、協力ベースで考えるかということだというふうに思います。ありがとうございました。

続きまして、砂田構成員、お願いいたします。

【砂田構成員】 砂田です。

先ほどの三友先生の規制緩和の話とも関係しますが、論点4-2の46ページのところなんですけれども、そもそも日本のユニバーサルサービスの担い手に関する責務が強過ぎるのではないか。届出だとか技術品質だとかで強い規制があって、提供事業者にはビジネス上のメリットがないから、一般の民間企業ではとても担えないという議論になってくるんだと思うんです。以前に事務局から海外の動向を御説明いただきましたけれど、その中で、英国では公募に対して8者も手を挙げたということがすごく印象に残っています。不採算地域の公募が不調であるのはよく分かるんですけど、8者も応募するというのは何らかビジネス上のメリットがあるというふうに考えざるを得ないわけですね。そういった、提供事業者の責務を少し緩和すると同時に、責務だけではなくて、インセンティブについても考慮すべきなのではないかなと考えます。そうなれば、前にも申し上げたとおり、地域の発展に貢献しているような小規模事業者にとっても無理なく一定の役割をユニバーサルサービスの中で担うことができる。大きな方向性としては、その方がいいのではないかとというのが私の意見です。ありがとうございました。

【三友主査】 ありがとうございます。お考えは非常に理解できるところでございます。これまでの我が国のユニバーサルサービスの制度の出自といたしますか、この制度が導入された経緯を考えますと、なかなかインセンティブというところまで届かないのは事実かなとも思いますけれども、今後の議論の方向としては非常に参考になる御意見と思いました。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

春日構成員、お願いいたします。

【春日構成員】 春日です。

今の点に関連してなんですけれども、46ページの下の辺り、論点4-2に書いてあるとお

り、最終保障提供責務の担い手というのは、やはり実効上、日本では今のところNTTさんぐらいしかないのかなと思いますので、事務局案として書いてある内容には賛同いたします。ただし、このワーキンググループが始まる一番最初のときにも申し上げましたが、やはり一つの事業者さんに頑張って責任を負っていただくということだけではなくて、事業者全体あるいは社会全体で支える視点というのが必要なのではないのかなと思います。通信サービスを提供している事業者さん全体でユニバーサルサービスのことを考えていくという表現を論点整理（案）の中に一文入れてもらえるとありがたいというように思いました。

以上です。

【三友主査】 大変重要な御意見をいただきました。おっしゃるとおりだと私も感じます。ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。何か御意見、あればお願いいたします。よろしいでしょうか。

それでは、若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 ありがとうございます。

私、今、先ほどの林先生の御意見をお聞きしながら気が付いたのですが、47ページの表記ですけれども、②のところ、「構成員から、協議を促進する仕組みの検討が必要との意見が示されたこと等を踏まえ」ということで、これは多分私のことだと思わうですけれども、この後を書いてありますように、私、以前、林構成員が協力義務を課すということをおっしゃったのを受けて、協力を促進する仕組みが必要じゃないかというふうに申し上げて、多分後ろの意見のところにもそのように書いてありますので、その修正をお願いできればと思います。協議だけを念頭に言ったわけではございませんので、そこだけ修正をお願いできればと思います。よろしくお願いいたします。

【三友主査】 ありがとうございます。そのような方向で事務局は修正をしていただければと思います。ありがとうございます。

それでは、続きまして、岡田構成員、お願いいたします。

【岡田構成員】 ありがとうございます。

私もちょっと細かいところですが、39ページの業務区域の地理的単位の話です。これまでの意見では、市町村というふうに事務局の案が出ていて、NTTさんのお話では町字単位でというような話があって、意見が分かれていました。行政区域の在り方とか市町村規

模にいろいろ違いもあるし、地理的な状況の違いもあるということで、規律の対象となる業務区域、地理的単位については、恐らく最終保障提供責務に見直すに当たっては柔軟に考えていく必要がある。「移行促進のインセンティブを付与する観点等から」とここに書かれておりますが、やはり都道府県とか市町村とか町字とかという行政単位で考えるのではなく、少し柔軟な調整の余地を認めるような仕組みというのは考えられないかという印象を持ちました。ここはまだ結論のない話と思ったので、ちょっと意見を申し上げました。

私からは以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。現実的にどのレベルで検討が進むべきか、進めるべきかということは、今後の実際の精査によるかとも思いますけれども、そういう意味で、柔軟性をこのところに含めたらどうかという御意見でした。事務局の方でぜひ検討いただければと思います。ありがとうございます。

そのほかよろしいでしょうか。もしここまでのところでオブザーバの方からも何か御意見があればいただければと思いますが。

それでは、KDDIの山本さんお願いします。

【KDDI株式会社（山本渉外統括部長）】 KDDIの山本です。2点コメントをさせていただきます。

まず1点目は線路敷設基盤に関する工作物の範囲の議論でございます。スライドでいうと64ページになります。ここの「工作物」というところなのですが、NTTさんの土地、全国の津々浦々にある局舎の土地も含まれるのであろうと思いますので、この辺りを明記いただければと思います。それが1点目でございます。

もう1点目が最終保障提供責務に関するところでございまして、スライドでいうと39ページですとか46ページに関する部分です。これは先生皆様からも御指摘いただいたとおり、ユニバーサルサービス制度というのは様々な事業者がみんなで協力し合って提供する、されるものでございますが、最終保障提供責務につきましては、やはりその法的な意味合いがもう少し具体的に明記されてもよろしいのではないかと考えています。具体的に申し上げますと、例えば地方のブロードバンドとか、誰も引受け手がないような設備やサービスを引き受ける、本当のラストリゾート、最後の手段、あるいは、誰も提供をためらうようなエリアにおける提供を促進しつつ、やっぱり撤退してはならない撤退禁止という極めて強い責務、経営の自由あるいは私権を制限する特別な規律であるということの趣旨をもう少し資料で明記すべきであると考えます。現在のあまねく提供責務、これは特殊会社とし

でのNTT法に明記されているわけですがけれども、この最終保障提供責務がどのような法律で規律されるにしても、こういった特別な私権を制限する責務であるということはやはり資料の中に明記していただく、明記されるべきであると考えます。

以上でございます。

【三友主査】 御意見ありがとうございました。

続きまして、ソフトバンクの山田さんよろしくお願いたします。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 ソフトバンクの山田です。ありがとうございます。

緊急通報の件で発言をさせていただきます。携帯電話の緊急通報機能については、これまでも社会的な必要性に応じてその機能を充実化させてきた認識であります。もちろん機能が当然ながらいいものに越したことはないんですけれども、現行の仕様というのも、技術面であるとか、実装に係るコストや、あと、運用面等を踏まえて、現状の仕様に落ち着いている理解であります。また、緊急通報の携帯における機能をどこまで実装するかというのは、ユニバーサルサービスの議論だけではなくて、例えば現状だと通信障害時のローミングの議論等もある中で、どこまでその機能を具備するかといった問題もございますので、ここの部分について、どこまで何を求めるかというのは慎重に議論する必要があるのではないかと考えております。

また、利用者の安全を確保するという意味でいいますと、これは緊急通報のこういった機能向上というものだけではなくて、例えば先週の6月28日に、災害時の携帯電話の位置情報の提供に係る通知というのが総務省さんの方からなされて、災害時の救助における運用について少し円滑化を図ったといったような取組もございますので、この辺りはそういった総合的にいろんなことをやっているというところもございますので、そういった点も踏まえて御検討いただければありがたいなというふうに考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。重要な御意見として承りたいと思います。

それでは、関口構成員、御意見をいただいておりますけれども、御説明いただけますでしょうか。

【関口構成員】 関口でございます。

チャット欄にも記載させていただきましたように、業務区域のところについて、43ページのところで、構成員からの意見の中に私の意見も入れていただいているんですけれども、

具体的なハンドリングを想定しますと、縮退に伴って当該エリアを対象から除いていったりという実務上の課題が結構重たいので、そういったハンドリングの観点を重視していただきたいという要望でございます。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。一応この中にも「ハンドリングの観点から」ということが書いてありますけれども、そのところを重要視していただきたいという御意見でございます。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、一旦ここで論点3と4に関する議論を終了いたしまして、次の論点5に移りたいと思います。

論点5はユニバーサルサービス交付金制度についてです。こちらにつきまして御意見がございましたら、チャット欄にお願いいたします。いかがでしょうか。ちょっと細かく区切り過ぎた感もあるんですけども、論点5について、ユニバーサルサービス制度と交付金の制度というのはそれぞれあるわけでございますけども、表裏一体になっているところでございます。何か御意見はございますでしょうか。特にございませんか。

それでは、関口構成員、お願いいたします。

【関口構成員】 関口でございます。

ブロードバンドのユニバーサルサービス交付金制度については、実はまだ走りながら検討しているところもございまして、54ページ、一番下のアスタリスク2つにも書いてありますように、詳細についてはまだ現在検討中ということで、全てが確定した、断定ができないところなんですけれども、特別支援区域につきまして、「赤字額の全体を対象に補填する」というところにつきまして、赤字額の全体そのものが全額補填対象になるかどうかということについては、現時点では確定的なことは申し上げることが残念ながらできません。今後の検討の中で、これについては、そのうちのどの程度が、どの程度の割合が補填対象になるかが詰められていくことになるとは思いますが、現時点で少し濁したような書き方になっているのは、ここについての検討がまだ完全に終わっていないということなので、そのように、赤字額の全てを補填するとは読まないでいただきたいというところだけ、作業部会のメンバーとしてはお願いをしておきたいというふう存じます。

以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございます。このところは国民負担に直結する部分でもご

ございますので、ぜひそちらの方で慎重な御検討をいただければというふうに思います。ここでも一定の記載はしておりますけれども、内容の具体化につきましてはまだ時間を要するというところでございました。ありがとうございました。

そのほか何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。オブザーバの方からも、もし御意見がございましたらお願いいたします。特によろしいでしょうか。

それでは、若林構成員、お願いいたします。

【若林構成員】 ありがとうございます。

私の方からは、論点6-1ですかね。58ページの部分ですけれども、確かに現在のプライスキューブは本当に乖離しているというのは実感しているところでして、あまり意味がなくなっているのではないかというのはそのとおりだと思います。ただ、全く何もなくなってしまうのは確かに心許ないということもございまして、その下にある低廉性の確保ですね。都市部以外の地域では、都市部の料金を上回る料金の設定を禁止するという、こういうような規定で何らかの低廉性を確保することについては私賛成でございます。特にこの点についてはこれまで発言をしておりませんでしたので、発言させていただきました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。重要な点だと思いますので、国民負担を増やさないような努力はやはり当然しなければならぬと考えております。ありがとうございました。

林構成員、お願いいたします。

【林構成員】 ありがとうございます。

59ページの論点6も入っていますよね。

【三友主査】 ちょっと待ってください。じゃあ、いいです。論点6も含めて御議論いただければと思いますので。論点5でもし御意見がなければ論点6の方に移りたいと思います。

【林構成員】 そうですね。失礼しました。じゃあ、待ちます。

【三友主査】 どうぞ、どうぞ。

【林構成員】 先走ったみたいで、すいません。59ページの線路敷設基盤の在り方のところなんですけれども、ここも細かいところなんですけれども、現状、NTTの線路敷設基盤の譲渡等に規律が課されていないので、こういった線路敷設基盤を重要な電気通信設備の譲渡等の認可の対象に追加することが必要という意見が示されていることを踏まえと

いうところなんです。私もそういう意見を出したのですが、ちょっと気になりますのは、「追加」と書いてあるんですけども、私は、言葉尻を捉えるようでいつも恐縮なんですけど、ここは単純な追加の話じゃないと思っています。そもそもNTT法で重要設備の譲渡認可というのは、まさにこのワーキンググループで議論されている、NTT法上のあまねく責務を確実に履行するための自己設備設置要件を補完する措置として、こういうものが考えられてきたところなんです。だからこそ、電気通信事業法ではなくてNTT法に書かれているわけです。これに対して、線路敷設基盤の譲渡の規律の話というのは、それとはちょっと文脈を異にしているような気がして、まさにこのワーキンググループ、あるいは、公正競争ワーキンググループで議論された特別な資産論の文脈で議論されてきた話じゃないかなと。すなわち、日本の通信というのはNTTさんが保有する特別な資産、全国津々浦々の土地、局舎、電柱、管路、とう道によって支えられていると。そういう公社時代に国民負担で造られた特別な資産は、民間企業による投資で構築することができない巨大なインフラであるというところから、これを勝手に売っ払うのはちょっと待ってくれという話です。なので、今の単に追加すればいいという話じゃなくて、文脈を異にする話のようにも思えるので、そこは丁寧に書き分けたほうがいいかもしれませんということが気になりました。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。重要な御指摘だと思いますので、事務局の方でこの点考慮いただければと思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。

春日構成員、お願いします。

【春日構成員】 論点6のところと関係するので論点5で申し上げるべきかどうか迷ったんですけども、54ページのところで、国民の料金の低廉性を確保するというところで、論点5-1の一番最後のところですね。メタルの縮退完了までの間どうするかということについての御質問があるんですけど、やっぱりこれは、料金を低く抑えておくというのは非常に大事な視点だと思いますので、そこまではやっぱりクロスサブで一部を補助してもらおうというふうな制度を維持して、その後にもた負担が高くないようにしておいて、また新たな体制について考えるという仕組みが一番無難なんだろうと認識いたします。それくらい論点6のところというのは非常に重要なところで、重きを置いて考えるべきなのではないのかなというふうに認識しております。

以上でございます。

【三友主査】 重要な御指摘をいただきましてありがとうございます。おっしゃるとおりだというふうに私も認識しております。

そのほかいかがでしょうか。特にございませんでしょうか。

それでは、全体を通じて結構でございますので、もし言い残したこと、言い忘れたこと、あるいは、新たに思いついたことがございましたら御意見いただければと思います。その後、事務局の方に、今のこれまでの御指摘につきましてどのように考えるかを確認したいと思います。特にございませんでしょうか。オブザーバの皆様からでも結構でございますので、もし何か御意見ございましたらお願いいたします。よろしいですか。

ソフトバンク、山田さんでしょうか。お願いいたします。

【ソフトバンク株式会社（山田統括部長）】 すいません、ソフトバンクの山田です。ありがとうございます。

全般的なことということで、先ほど三友先生がおっしゃったことですね。やっぱりユニバーサルサービスの議論はどうしても国民生活に不可欠なので、こうあるべきというようなお話がどうしても多くなりがちなのは致し方ないかなとは思いますが、基本的に競争の促進を通じて、料金の低廉化であるとかサービスの高度化を進めていくというのがこれまでの電気通信市場の政策の基本であると思っていますので、やっぱりそれではどうしても賄い切れなくて絶対にやらなければいけないようなミニマムな部分をこの制度でどう守るべきかという観点をぜひとも大切に御検討いただけると、一事業者としては非常にありがたいなというふうに考えております。

以上です。

【三友主査】 ありがとうございます。そのとおりでというふうに私も思います。ありがとうございます。

そのほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、事務局から、これまでいろいろな御意見をいただきましたので、一つ一つについて言及するのは難しいと思いますけれども、どのようなお考えかを確認したいと思います。事務局、お願いできますでしょうか。

【柳迫事業政策課調査官】 三友主査、ありがとうございます。また、構成員の先生方からたくさんの御意見をいただきましてありがとうございました。

これまでいただいた御意見を踏まえてコメントさせていただきますと、まず、論点1と

2の部分で、最初に相田構成員からいくつかコメントがございました。1点目が、公衆電話をどのように巻き取るのか示されていないという御指摘でございまして、この点につきましては、今後のメタル回線設備の縮退に伴う移行計画の中で明らかにした上で御議論していただくのがよいと思っています。

相田構成員からの2点目が、モバイル網固定電話の緊急通報の扱いについての御意見でございます。冒頭事務局から御紹介したとおり、緊急通報受理機関としては、ユニバーサルサービスに位置付けるかどうかは通信政策の範疇の話であり、審議会の議論に委ねるということございまして、ユニバーサルサービスかどうかに関係なく、利用者がそれなりについているサービスには一定の機能を実装してほしいということかなと思っています。現行のNTTさんの加入電話では、緊急通報時に、緊急通報受理機関に対して、OABJ番号の表示とともに、加入者の氏名と住所情報が通知され、こうした機能が人命救助に役立っているということだと思っていますので、今後メタル回線設備の縮退に伴って代替サービスに移行する中で、モバイル網固定電話から緊急通報する場合のこうした機能についてどう考えるかという点が、今後の緊急通報受理機関と携帯事業者で協議されることが想定されますので、その協議の状況を、メタル回線設備の縮退に伴う移行計画のフォローアップなどを通じて注視していく必要があると思っています。

相田構成員からの3点目が、コストの話でございまして、ブロードバンドのユニバーサルサービス制度では、支援区域を指定するためのコストモデルの構築において、離島地域のコストが高いのではないかという御意見でした。この点については、今回、本ワーキンググループにおいて、第二号基礎的電気通信役務について、ワイヤレス固定ブロードバンドの共用型の扱いも踏まえまして、補填をどうしていくかという議論をしていますが、これとはまた別の話だと思っておりますので、相田構成員の御意見は、これからの制度運用の中での御議論かなと思っています。

林構成員からは電波法による義務付けの話もありました。この点については、令和4年の電波法改正で、特定基地局の開設の責務が認定開設者に課されることになっています。また、認定の有効期間につきましても原則5年を超えない範囲から原則10年を超えない範囲に延ばすという改正も行われていますし、電波の有効利用評価につきましても、認定期間終了後のものも含めて、評価の対象となっていますので、まずは、そういった仕組みをしっかりと運用していくことが大事だと思っています。もちろん制度で足りないところが出てくればそこはまた見直しの議論というのはあり得ると思っています。

同じく林構成員からは、電話のユニバーサルサービスについては、加入電話に近いということが大事ではないかという御意見があったかと思っています。こちらにつきましては、他の構成員からコスト効率性を重視する御意見もございましたので、全体のバランスをどう考えるかという視点が重要になると思います。

岡田構成員からは、7ページの政策手段につきまして、「情報通信インフラの種類やその設置者の経営状況、市場の動向」について御意見があったかと思っています。インフラの種類によっては、特にモバイル網は国民共有の財産である電波の割当てを受けているというところで、ほかのインフラとはちょっと特異な点があるかと思っています。設置者の経営状況につきましては、これまでの議論で、ユニバーサルサービス交付金が結果的に国民負担を伴うというところで、儲かっている事業者に対して国民負担が発生することに懸念する御意見もあったかと思っておりますので、そういった点を考慮した上でここには記載しています。市場動向につきましては、固定網はNTT東西さんが中心で整備してきたという経緯はありますが、モバイル網はMNO4社が競争的に整備している、そういった点も意識しながらここでは記載したところです。

論点3、4につきましては、砂田構成員から、ユニバーサルサービス交付金についてのビジネス上のメリットとかインセンティブというお話もあったかなと思っています。アメリカではリバースオークションの仕組みとかも導入されていますけど、結局インセンティブとかビジネス上のメリットを入れていこうとすると、補填額全体が大きくならざるを得ないというところもありますので、こういったところは国民負担との関係も踏まえた議論が必要ではないかと思っております。

若林構成員からの記載の修正の点は承知いたしました。

岡田構成員、関口構成員からありました業務区域の在り方については、先生方の御意見も踏まえて整理していきたいと思っています。

論点6のところ、林構成員から線路敷設基盤についてのコメントがございました。書きぶりについては検討させていただければと思います。

全ての御意見にコメントできていないところがあるかもしれませんが、現時点で気づいた点は以上でございます。

【三友主査】 ありがとうございました。

今事務局の方から回答がありましたような形で、今後この内容について加筆修正をしていくと理解いたします。

最後にもし何か皆様から追加で御意見がございましたらばお願いいたします。ただいまの事務局からの説明に関してでも結構です。

よろしいでしょうか。

それでは、どうも皆様、本日も長い時間議論をいただきましてありがとうございました。大変効率的に進めることができました。本日、追加の議論、御意見もいただきましたし、それに対する事務局の考え方も示されたところでございます。今回のワーキンググループのこの時点での一応の取りまとめをしていくということが必要でございますので、本日もいただきました御意見を加えた上で、本ワーキンググループの論点整理としたいと考えておりますが、その内容につきましては、私、主査であります三友に一任していただけますでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

【三友主査】 よろしいでしょうか。ありがとうございます。特に反対という御意見はございませんので、そのようにさせていただけると大変ありがたく思います。どうもありがとうございました。

本ワーキンググループの論点整理につきましては、私から、親会であります通信政策特別委員会に一度報告をしたいと思っております。

それでは、最後に、事務局から今後の予定について御説明をお願いいたします。

【渡辺事業政策課係長】 次回会議の日時や議題等については別途御案内させていただきます。よろしく申し上げます。

【三友主査】 ありがとうございます。

それでは、本日はこれにて閉会いたします。大変効率的な議事の運営に御協力いただきましてありがとうございました。

以上で終了いたします。ありがとうございました。